

木材加工流通施設等の整備支援事業費補助金交付要綱

平成 30 年 3 月 30 日付 29 産労農森第 1164 号

最終改正：令和 7 年 3 月 31 日付 6 産労農森第 1545 号

(趣旨)

第 1 東京都知事（以下「知事」という。）は、「木材加工流通施設等の整備支援事業実施要綱」（平成 30 年 3 月 30 日付 29 産労農森第 1163 号。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う木材加工流通施設等の整備に要する経費につき、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和 37 年 12 月 11 日 37 財主調発第 20 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助率及び補助対象経費)

第 2 第 1 に規定する事業の補助率及び補助対象経費は、別表 1 に定めるとおりとする。

(補助金交付の申請)

第 3 補助金の交付を受けようとする事業実施主体（以下「申請者」という。）は、別記第 1 号様式による申請書及び別記第 2 号様式による誓約書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるものは、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

(補助金交付の決定)

第 4 知事は、第 3 の申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に別記第 3 号様式にてその決定の内容及びこれに付した条件を通知する。

2 前項の場合において、知事は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項につき修正を加え補助金の交付の決定をすることができる。

3 補助金交付の決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知にかかる補助金交付の決定の内容及びこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後 14 日以内に申請の撤回をすることができる。

(事情変更による決定の取消等)

第 5 知事は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定による補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災事変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

3 第 1 項の規定による補助金の交付決定の取消しにより特別に必要な事務及び

事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金等を交付することができる。

- (1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

(申請事項の変更)

第6 補助事業者は、申請事項について別表2に規定する変更がある場合には、あらかじめ別記第4号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があった場合において、必要と認めるときは、その申請事項について変更を指示することができる。

(事業の中止又は廃止)

第7 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、別記第5号様式による事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の申請書の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、適当と認めたときは、事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

(事故報告書)

第8 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要な事項を書面により知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、補助事業者にその処理について必要な指示をしなければならない。

(状況報告)

第9 補助事業者は、知事の要求があったときは、事業の遂行状況について、書面で知事に報告しなければならない。

(補助事業の遂行命令等)

第10 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容、又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に、これらに従って遂行すべきことを命ずる。

- 2 補助事業者が前項の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に補助事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第11 補助事業者は、その事業が完了したとき又は中止若しくは廃止の承認を受けたときは、速やかに別記第6号様式による事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12 知事は、第11の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

- 2 補助事業者は、補助金の額の確定の通知を受けたときは速やかに別記第 7 号様式による補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

(J グランツによる申請等)

第 12 の 2 次の号に掲げる手続き及び事務については、J グランツを使用する方法により行うことができる。

- (1) 第 3、第 4、第 6、第 7、第 11 及び第 12 において申請者が知事宛に提出すると規定される別記第 1～2 号様式、4～7 号様式及びこれらの添付書類の提出
(2) 第 4 及び第 12 において知事が申請者宛に通知すると規定される別記第 3 号様式及び第 12 による額の確定通知

(是正のための措置)

第 13 知事は、第 12 の規定による審査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、それに適合させるための措置を命じることができる。

- 2 第 11 の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

(決定の取消し)

第 14 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
(2) 補助金を他の用途に使用したとき。
(3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
(4) その他補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又は補助金の交付の決定に基づく命令に違反したとき。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用する。

(補助金の返還)

第 15 知事は、第 5 第 1 項及び第 14 第 1 項の規定による取消しをした場合には、補助事業者には通知するとともに、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

- 2 第 12 第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(違約加算金及び延滞金)

第 16 補助事業者は、第 14 第 1 項の規定による取消しを受け補助金の返還を命ぜられたときは、その命令にかかる補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合に、これを納期日までに納付しないときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95

パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 3 前二項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第17 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における第 16 第 1 項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額が、その日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれ受領の日において受領したものとする。

- 2 第 16 第 1 項の規定による違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第18 知事が、第 16 第 2 項の規定による延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（消費税額相当分の取扱い）

第19 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、別記第 8 号様式により報告しなければならない。

- 2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（他の補助金の一時停止等）

第20 知事は、補助金の返還を命じた補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

（財産処分の制限）

第21 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上のもの）を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、別表 3 に定める期間を経過した場合は、この限りではない。

- 2 知事は、補助事業者が知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、知事の指定する額を都に納付させるものとする。
- 3 公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため前二項によりがたい場合には、知事に協議することができる。

(帳簿の整理、管理等)

第22 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

3 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、処分制限期間を経過するまでの間、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならない。

(補助金の交付に関する条件)

第23 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

事業内容	補助対象経費	補助率等
1 木材加工流通施設等に係る整備 (首都圏内の製材事業所等に限る。)	1 事業費 本要綱に基づいて、木材加工流通施設等の整備支援事業実施要領（平成30年 3 月30日付 29産労農森第1278号）別表 2 に掲げる事業を行うのに要する経費	1/2以内

別表 2

計画変更承認を要する重要な変更	1 事業内容の著しい変更 2 設置箇所及び設置数の変更 3 事業費の30%を超える変更
-----------------	---

別表 3

施設等	財産処分制限基準	補助金の 返還範囲
貯木場 (附帯道路、増設・舗装を含む) ストックポイント 作業ポイント その他土地整備	補助金交付年度の翌年度から起算して8年以内に施設等の全部又は一部の財産処分となったとき。	全部又は一部
上記以外の施設等	補助金交付年度の翌年度から起算して「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数以内に施設等の全部又は一部の財産処分となったとき。	